

指定給水装置工事事業者のみなさまへ

米子市水道局から大切なお知らせ

令和元年10月1日から 指定給水装置工事事業者は 5年ごとの更新が必要になります

指定給水装置工事事業者の資質の維持・向上を目指して、

「水道法の一部を改正する法律」が令和元年10月1日に施行されました。

この改正法により、指定の有効期間が従来の無期限から**5年間**となります。

従来の制度で指定を受けられた指定工事事業者のみなさまは、指定を受けた年月日によって、初回の更新までの有効期間が異なります。（下表参照）

初回の更新手続きについては、各年の有効期限の4か月程度前に、該当指定工事事業者さま宛に通知（郵送）します。なお、郵便の不着や未更新の方への再通知はいたしません。

米子市水道局の指定を受けた日	初回更新までの指定の有効期間
平成10年4月1日～平成11年3月31日	令和元年9月30日から令和2年9月29日までの1年間
平成11年4月1日～平成15年3月31日	令和元年9月30日から令和3年9月29日までの2年間
平成15年4月1日～平成19年3月31日	令和元年9月30日から令和4年9月29日までの3年間
平成19年4月1日～平成25年3月31日	令和元年9月30日から令和5年9月29日までの4年間
平成25年4月1日～令和元年9月30日	令和元年9月30日から令和6年9月29日までの5年間

● 指定更新の要件は水道法第25条の3（指定の基準）を準用し、下記の確認をします。

- ① 給水装置工事主任技術者の選任
- ② 給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数
- ③ 水道法第25条の3で規定された欠格要件に該当しない者
書式、添付書類は、水道局ホームページに掲載しています。（新規指定申請時と同様）

● 指定更新申請時には、以下の4項目についても確認を行います。

- ① 指定給水装置工事事業者講習会の受講状況
- ② 業務内容（営業時間、漏水修理、対応工事等について）
- ③ 給水装置工事主任技術者等の研修受講状況
- ④ 適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況

※書類様式並びに添付書類は、水道局ホームページに掲載します。

● 注意事項

他の水道事業者（他市町）の指定を受けている指定工事事業者は、その水道事業者ごとに指定更新申請が必要です。また、その指定を受けた年月日により、上記の表が適用され有効期間が異なります。

● 米子市水道局の指定更新制度に関する問い合わせ先

米子市水道局 給水課 審査担当 泉、山内

電話 0859-32-6113（直通）